

人事院 5年連続引き上げ勧告

生活を改善するにはほど遠い

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、総合職試験(大卒程度)、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)にかかる初任給を1500円引き上げ、若年層についても1000円程度の改定。
その他は400円の引き上げを基本に改定。(平均改定率0.2%)
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

8月10日、人事院は2011年給与について勧告しました。

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ
<http://kakyoso.com/>

私たち教育公務員の給与は国家公務員給与を基準に毎年見直しがされています。国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応し国会が隨時変更することができます。その変更に関し必要な勧告・報告を行うのが人事院です。

勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤になります。また、公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的とされています。(これを官民較差といいます)

給与引き上げ0.16%
ボーナス0.05月改善だが

(一般の職員の場合の支給月数)

| | 6月期 | 12月期 |
|-----------|---------------|-----------------|
| 30年度 期末手当 | 1.225月 (支給済み) | 1.375月 (改定なし) |
| 勤勉手当 | 0.90月 (支給済み) | 0.95月 (現行0.90月) |

| | 6月期 | 12月期 |
|-----------|--------|--------|
| 31年度 期末手当 | 1.30月 | 1.30月 |
| 勤勉手当 | 0.925月 | 0.925月 |

5年連続のベースアップ勧告となつたことについては、闘いの側面がありますが、引き上げはわずか0.16%、一時金も0.5%の改善とおよそ公務労働者の生活を改善するにはほど遠い内容です。勧告では、初任給を官民較差を埋めるには遠く及びません。例えば、俸給表の改定により行政職(二)高卒初任給は148600円となりましたが、時給換算にすれば885円、三大都市圏では、地域手当が支

は高級官僚です。「一般公務員は、公文書改ざんやセクハラ行為者に見られるように、国民・住民の生命・財産を守るために必死で働いています。しかし、そこには公務・公共労働者が圧倒的に不足しているのです。

非正規雇用、低賃金労働が増大し、実質賃金が減少・停滞す

るなか、生活を改善し、景気の回復や地方活性化のためにも地方公務員・教職員の賃金改善が強く求められます。また、定年に関わって、現行の賃金水準を引き下げることなく定年まで働き続けられる職場・仕事づくりが急務であり、人員増による長時間過重労働の解消は待ったな

くを天秤にかけた結果は明確ですが、「ゆとりある教育課程」と命

雇用と年金の接続 定年の引き上げについて

人事院は「定年引き上げに係る論点整理」について「意見の申し出」を出し、①定年を段階的に引き上げ、最終的に65歳とする②60歳を超える職員の年間給与を60歳前の7割の水準に設定することが適当③勤務成績が特に良好である場合を除き、昇給しないこととする④「教職員の在職期間を通じて能力・実績

が完了したことについて現給保障がなっています。また、本年3月31日をもつて国家公務員の「給与制度の総合的見直し」が完了したことについて現給保障が廃止され、高齢層を中心最高で1万円を超える賃下げが起きています。

給与勧告制度の基本的な考え方

給されなければ、最賃を下回ることになります。また、本年3月31日をもつて国家公務員の「給与制度の総合的見直し」が完了したことについて現給保障が廃止され、高齢層を中心最高で1万円を超える賃下げが起きています。

命に關わる暑さ

この夏の酷暑は、深刻な問題となっています。特に東京都では、7月17日、校外学習中の7歳児が倒れて搬送され、重度の熱射病で意識不明の状態となりました。一方で、愛知県豊田市では、7月18日、中高生が熱中症で倒れ、意識不明の状態となりました。この酷暑も相まって深刻な問題となっています。

国民の信頼回復に「全力を挙げる必要」があるのは高級官僚だ

公務員の人事管理に関する報告では、決算文書改ざんや幹部職員のセクシャルハラスメントについて指摘されていますが、公務員のセクシャルハラスメントは高級官僚です。「一般公務員は、大阪北部地震や西日本豪雨災害に見られるように、国民・住民の生命・財産を守るために必死で働いています。しかし、そこには公務・公共労働者が圧倒的に不足しているのです。



水痘状況により救急搬送され、亡くなる人が相次ぎます。愛知県豊田市では、7月17日、校外学習中の7歳児が倒れて搬送され、重度の熱射病で意識不明の状態となりました。一方で、愛知県豊田市では、7月18日、中高生が熱中症で倒れ、意識不明の状態となりました。この酷暑も相まって深刻な問題となっています。

「道徳科」を乗り越える道徳教育の実践 ～子どもたちと未来のために！～



☆「道徳教育はいじめをなくすために使うものではなく、政治的背景がある」ということが分かりました。子どもたちに「ようきましたな」と言える先生になりました。

☆「子どもたちにどんな力を持つか教員が議論していくことが大事だと思った。」

☆「パワーポイントを使い、効

☆「道徳教育はいじめをなくすために使うものではなく、政治的背景がある」ということが分かりました。子どもたちに「ようきましたな」と言える先生になりました。

☆「子どもたちの、破壊するものとたたかう市

ながらどう見るかを伝え、改めて道徳とは何かを訴えていました。

☆「道徳とは、異なる他者と共に生きる術」「それを阻むも

越える道徳教育の実践「子どもたちと未来のために！」として、渡辺雅之氏（大東文化大学准教授）よりお話をありました。

講演は、「道徳科」を乗り越える道徳教育の実践「子どもたちと未来のために！」として、渡辺雅之氏（大東文化大学准教授）よりお話をありました。

果的な資料を豊富に使い、とても分かりやすく説明してくれて、現在の「特別の教科 道徳」の問題点がよくわかつてすばらし

い講演でした。
☆自己責任論を乗り越えることの重要性が分かりました。

☆「知的障害を持つ子どもたちの特別支援学校でも今年度から「道徳科」の記述を指導要録にする事になりました。徳目を教えるのではなく、毎日の生活

の中で子ども達のいいところを見つけて褒めてあげるのが大事なのかなと思いました。



冒頭で挨拶をする大久保和彦中央執行委員長

第315回 中央委員会開催

公務労組 人事委員会へ要請

8月30日、香川県公務員労働組合連絡会議（国公労組・自治労連・県労連・香川高教組・香教組）は10月の勧告に向け人事委員会へ要請書を提出しました。

- 1 県民のいのちと財産と権利を守る公務公共サービスの拡充のため、人事院勧告を絶対視することなく、公務員賃金の社会的役割を踏まえ、地方公務員法に定められた生計費原則にもとづいたすべての職員の生活改善、雇用と待遇安定に向けた「勧告」を行うこと。
- 2 すべての公務員に対し、超過勤務・不払い残業根絶のためガイドラインに沿った対策及び長時間労働を是正するための「勧告」を行うこと。
また、メンタルヘルスやハラスマント対策、離職防止、健康維持のために実効ある措置を「勧告」すること。
- 3 業務の継続性や業務量から本来の地方自治の趣旨に基づき、非正規の正化、職員増により、人材を確保し勤務環境整備をすすめること。
- 4 地方公務員法、地方自治法の改正が行われたが、現在の待遇の切り下げは行わないこと。特に期末手当については、現在の待遇の上乗せとともに、均等待遇の観点から正規職員と同等の月数とすること。
また、現在の待遇を維持するため、正規職員と同じように経験年数加算等を加味すること。
5. 定年後の再任用希望者は全員本人の希望のとおり雇用すること。再任用職員の給与は、年金支給ゼロを前提とし生活が保障できる内容水準とすること。
また、政府の動向を踏まえ定年延長について検討するとともに退職手当の引き下げは行わないこと。
- 6 臨時・非常勤職員の待遇について、最低賃金の引き上げを踏まえ改善に向けた積極的報告を行うこと。
- 7 貴人事委員会として、本年度の人事院勧告の問題点について、意見を表明すること。

多くあがりました。教員の未配置の問題も深刻さを増していおり、9月以降再調査していくという意見も出ました。

第3号議案では、今後の活動の方針について述べられ、10月28日に行われる県教研の成功と香川教育の配付や署名、共

済のお世話活動を通して、もつと組合員や組合員以外とつながっていこうという話で終わりました。

